

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車取得税）		
要望項目名	最新排出ガス規制適合ディーゼル車等（中古車）の取得に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 最新の排出ガス規制に適合するディーゼル車等について新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減する措置について、継続生産車等に係る規制開始時期まで、その適用期限を延長する。 ・特例措置の内容（現行の措置） 税率から2.0%（車両総重量12t超のものについては、平成21年10月1日以降は1.0%）を軽減 - ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車 税率から1.0%（平成21年10月1日以降は0.5%）を軽減 - クリーンディーゼル乗用車 （ ・ポスト新長期規制適合車：平成21年又は平成22年排出ガス規制に適合した自動車 ・重量車燃費基準達成車：平成27年度燃費基準を満たす車両総重量3.5t超の重量車 ・クリーンディーゼル乗用車：平成21年排出ガス規制に適合した車両総重量3.5t以下のディーゼル乗用車 ）		
関係条文	地方税法第119条 法附則第12条の2の2第3項、第10項 法施行規則附則第4条の4第18項～第23項		
要望理由	京都議定書に基づく我が国のCO2削減目標を達成するためには、運輸部門からのCO2排出量を平成22年度においては基準年比10.3～11.9%増の水準まで削減する必要があり、このため、平成20年3月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、トップランナー基準による自動車の燃費改善等により2,470～2,550万tのCO2削減を目標としている。また、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」では、次世代自動車について、2020年までに新車販売の2台に1台の割合で導入することを目標としている。 また、NOx・PMに係る大気環境基準については、全体として改善傾向が見られるものの、環境基準未達成の測定局が残存しており、未達成局が存する地域についてはできるだけ早期に環境基準を達成し、達成局が存する地域においても良好な環境を維持する必要がある。 こうした目標の達成のため、本制度により、次世代自動車等の早期普及を加速化する必要がある。		
減収見込額	（初年度） - (102) （平年度） - (284) （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	・国税 - エネルギー需要構造改革投資促進税制 - 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例 ・融資、補助金その他 - (株)日本政策金融公庫による低利融資 - 低公害車普及事業	
	22年度の要望	・国税 ・融資、補助金その他 - (株)日本政策金融公庫による低利融資 - 低公害車普及事業	
過去の要望経緯	最新排出ガス規制適合車に係る特例措置については、昭和62年度以降、新しい排出ガス規制の適用にあわせて、順次要望を実施し、平成18年度においては、低燃費を要件に追加するなどの要望を行った。 ・昭和62年度に、昭和63年規制適合車について制度創設 ・昭和62年度（昭和63年規制車） ・昭和63年度（平成元年規制車） ・平成元年度（平成2年規制車） ・平成4年度（平成5年規制車） ・平成5年度（平成6年規制車） ・平成8年度（平成9年規制車） ・平成9年度（平成10年規制車） ・平成10年度（平成11年規制車） ・平成11年度（平成12年規制車） ・平成12年度（平成13年規制車） ・平成13年度（平成14年規制車） ・平成14年度（平成15年規制車） ・平成15年度（平成16年規制車） ・平成16年度（平成17年規制車） ・平成17年度（平成17年規制車） ・平成18年度に、特例措置の内容を次のように変更。		

	<p>税率から 2.0%を軽減</p> <ul style="list-style-type: none">- 重量車 かつ重量車燃費基準達成車 <p>税率から 1.0%を軽減</p> <ul style="list-style-type: none">- 新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車 <p>・平成 20 年度に、特例措置の内容を現行のように変更。</p>
本要望に 対応する 縮減案	